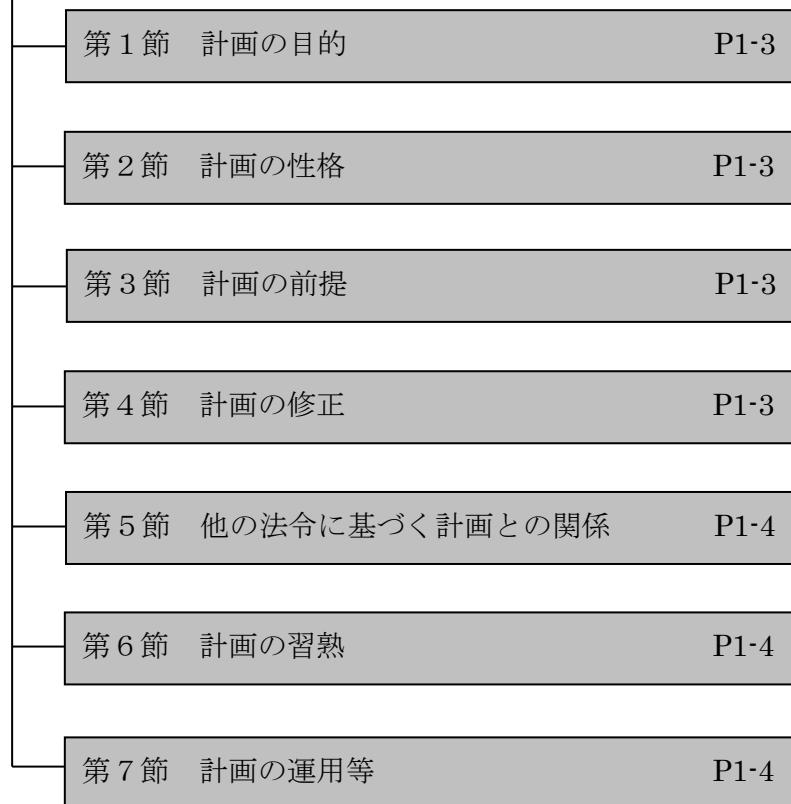


第1部 総則

第1章 計画の概要

【体系図】



第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、羽村市防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であって、羽村市（以下「市」という。）、東京都（以下「都」という。）及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務または業務を中心として、都その他の関係防災機関が市の地域に関して処理する事務または業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。

この計画は、市及び関係防災機関の責任を明確にするとともに、事務または業務の一貫性を図る能動的な計画である。

第3節 計画の前提

この計画は、東日本大震災、阪神・淡路大震災などの震災や令和元年台風第19号の風水害などの過去の大規模な災害から得た教訓や感染症対策、首都直下地震等による被害想定の見直し、東京都地域防災計画の修正、過去の水害の発生状況、近年の社会経済情勢の変化及び市民等の意見などを可能な限り反映し策定した。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者に対して、きめ細かい配慮が必要であることから、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した対策を推進するものとする。

第4節 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各関係防災機関は、その所掌する事項について修正を必要とする場合は、計画の修正案を防災会議に提出してこれを修正するものとする。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、市の地域にかかる災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、都地域防災計画及び各関係防災機関が作成する業務計画と整合を図るものとする。

第6節 計画の習熟

各関係防災機関は、平素から調査、研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第7節 計画の運用等

1 平常時の運用

(1) 災害予防計画に基づいた各種施策・事業の遂行

各関係防災機関は、各種施策・事業の企画・立案の段階において、当該施策・事業が本計画の目的及び災害予防計画に合致したものとなっているかどうかを点検し、問題があり修正が必要と認められる場合は、当該施策・事業の見直しを行わなければならない。

(2) 災害応急対策及び災害復旧対策等の習熟やマニュアルの整備等

災害時における防災活動は、本計画における災害応急対策及び災害復旧対策等に沿って行われる。

そのため、各関係防災機関においては、関係する計画について日頃から点検を行い、習熟を図るとともに、発災時にスムーズに運用を行うためのマニュアルの整備を必要に応じて行う。

(3) 計画の周知

この計画は関係防災機関への周知・徹底のみにとどまらず、市民及び事業者等に対しても、積極的に広く周知を図る。

2 発災時の運用

発災時には、国、都、周辺区市町村及び関係防災機関等相互の連携・協力を密に図り、本計画に従い、被害を最小限にとどめるように努める。

第2章 羽村市の地勢の概況

【体系図】

第1節 羽村市の地勢の概況

P1-7

第2節 羽村市の気象

P1-12

第2章 羽村市の地勢の概況

第1節 羽村市の地勢の概況

1 位置

羽村市は都心より西方約 45 km にあって、東経 139 度 19 分、北緯 35 度 46 分に位置している。

2 面積・人口

(1) 地目別土地面積

令和 5 年 1 月 1 日現在

区分	面積 (m ²)	割合 (%)
宅地	6,435,972	67.2
田	57,630	0.6
畠	305,968	3.2
雜種地	437,878	4.6
山林	137,756	1.4
その他	2,202,351	23.0
計	9,577,555	100.0

令和 5 年度固定資産概要調書による。

(2) 世帯と人口（総人口）

令和 6 年 4 月 1 日現在

区分	人口		性別
	総人口		
人口	<u>54,162</u> 人	男	<u>27,434</u> 人
		女	<u>26,728</u> 人
年少人口	<u>6,010</u> 人	(11.1%)	
生産年齢人口	<u>33,480</u> 人	(61.8%)	
老年人口	<u>14,672</u> 人	(27.1%)	
世帯数	<u>26,575</u> 世帯		

3 地形と地盤の構成

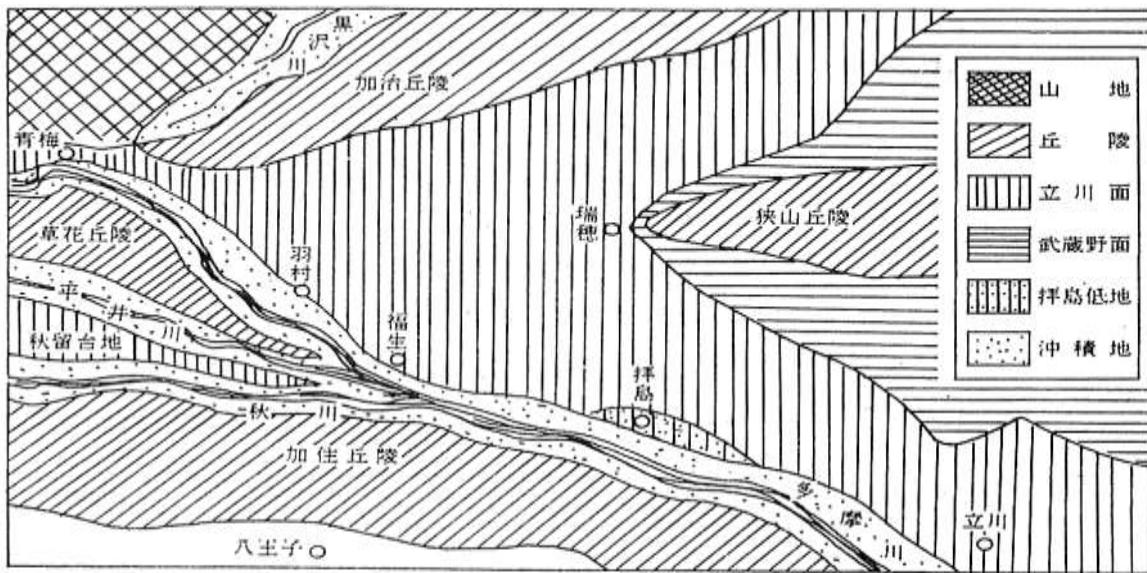
(1) 地形

羽村市は、東京都の武蔵野台地の一角、都心部から約 45 km に位置し、西端部から南端部にかけ多摩川が流れ、周囲は、青梅市、瑞穂町、福生市、あきる野市及び横田基地に接しており、東西の距離は 4.23 km、南北の距離は 3.27 km、面積は 9.90 km² となっている。

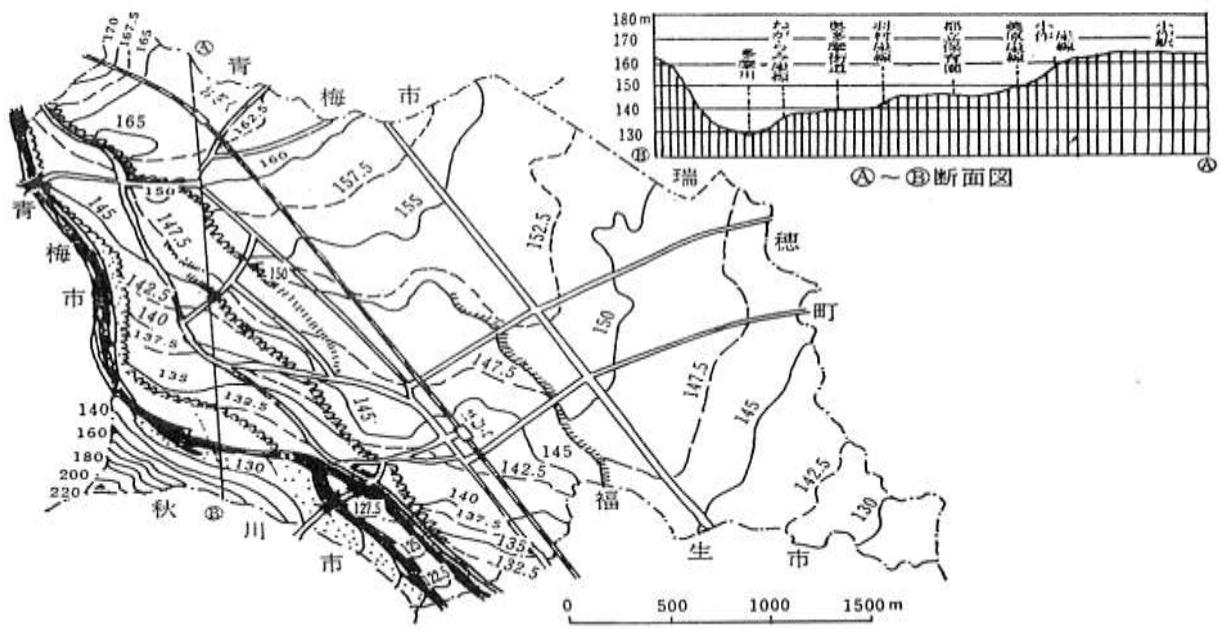
多摩川を挟んで北東側の台地は、幾段もの河岸段丘が形成され、坂が多い。段丘をつなぐ崖線は、「ハケ」と呼ばれ、緑地帯を形成しているところも多い。

多摩川の南西側は、草花丘陵が広がり、浅間山山頂付近にある羽村神社は市の最高地点であり標高 220m となっている。

武藏野台地は、多摩川が形成した扇状地形を呈しており、北側から順次高度が下がってくる。市街地では、小作台西付近の標高 171m 地点から、南東方向に向かって低くなり、最南端の下河原では 118m となり約 50m の高低差となる。



羽村周辺の地形区分図



羽村市の地形図

(2) 地盤

羽村市は、武蔵野台地の西端に位置し、東西約47km、南北幅約30kmの洪積台地内にある。武蔵野台地は、いくつもの段丘があり、形成された順に多摩面・下末吉面・武蔵野面・立川面・沖積面となっている。

市内の段丘は、関東ローム層で覆われた立川面と多摩川がつくった段丘面に分けられ、JR青梅線に添った北側がローム層地帯、南側が沖積地帯、小作崖線の上段丘面はローム層地帯となっている。立川段丘面を流れていた多摩川が、土地の隆起と川の侵食によって「小作崖線」や「五ノ神崖線」を形成し、さらに河床が下がり、河岸段丘をつくりながら現在の流路になり、根掘前や下河原の低地はもっとも新しい沖積地帯である。

また、市内には段丘崖が多く、「五ノ神崖線」の一部を除きほとんどが礫層である。市内で一番古い「五ノ神崖線」は、羽村市役所付近から始まり、市役所通りの北側に沿って南東に伸び、富士見小学校裏手から水木公園の南より福生・牛浜方面へと続く長い崖線である。

市内で最大の比高を有する「小作崖線」は、青梅市と羽村市の境界付近から始まり羽ヶ上・羽ヶ下の二段面がはっきりと区別され、青梅方面に通じる奥多摩街道には長い坂と鳩胸坂があり、現在、加美緑地に指定されている。崖線はさらに東に延び、徐々に低くなつて羽村第一中学校裏側を通つて中央児童館北側で終わる。

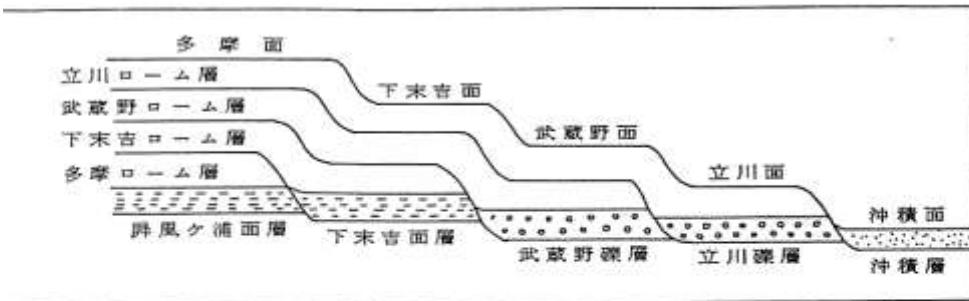
市営住宅美原団地南側、小作坂下の交差点付近の北側から始まる「美原崖線」は、高さ約2~3m、長さ500mの小規模なものである。

市内を上下二段に大きく分けている「羽村崖線」は、美原会館付近に始まり2m程度の比高が東に延び、加美会館下を通り徐々に高さを増しながら、間坂、羽村第一中学校南側と続き、10m位の比高、さらに山根坂や稻荷神社付近でおよそ12mの比高となり、羽村東小学校南側から奥多摩街道沿いの川崎会館付近で終わる。

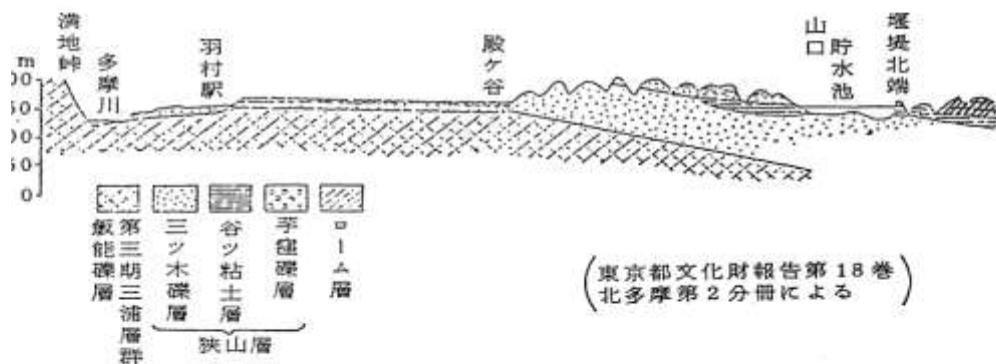
羽村東小学校北側から牛坂をはさみ、宗禅寺裏を通り、やがて福生警察署付近へと延びている「川崎崖線」は、およそ2mの比高でゆるやかな起伏がある。

市内における低位段丘にある「根掘崖線」は、阿蘇神社付近から一峰院裏手、水上公園北側を通り、玉川上水取水口羽村堰まで続く、長さ約1.2kmの崖線である。根掘前は多摩川の氾濫原にのぞむ沖積低地で、近くを多摩川が流れ、根掘崖線からは湧き水が流れ込み、絶えず湿潤な地域になっており、市内唯一の水田地帯である。

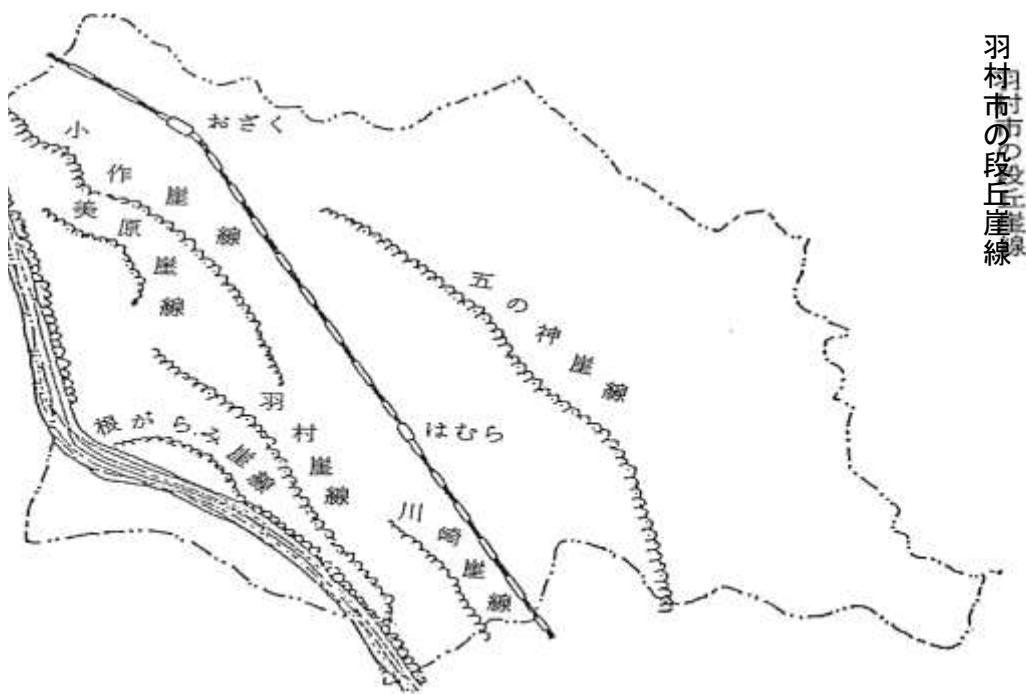
市域の東側には、埼玉県飯能市から青梅市、瑞穂町、武蔵村山市、立川市などを経て、府中市まで至る立川断層帯が存在する。本断層帯は名栗断層と立川断層から構成されており、全体の長さは約33km、おおむね北西から南東方向に延びている。



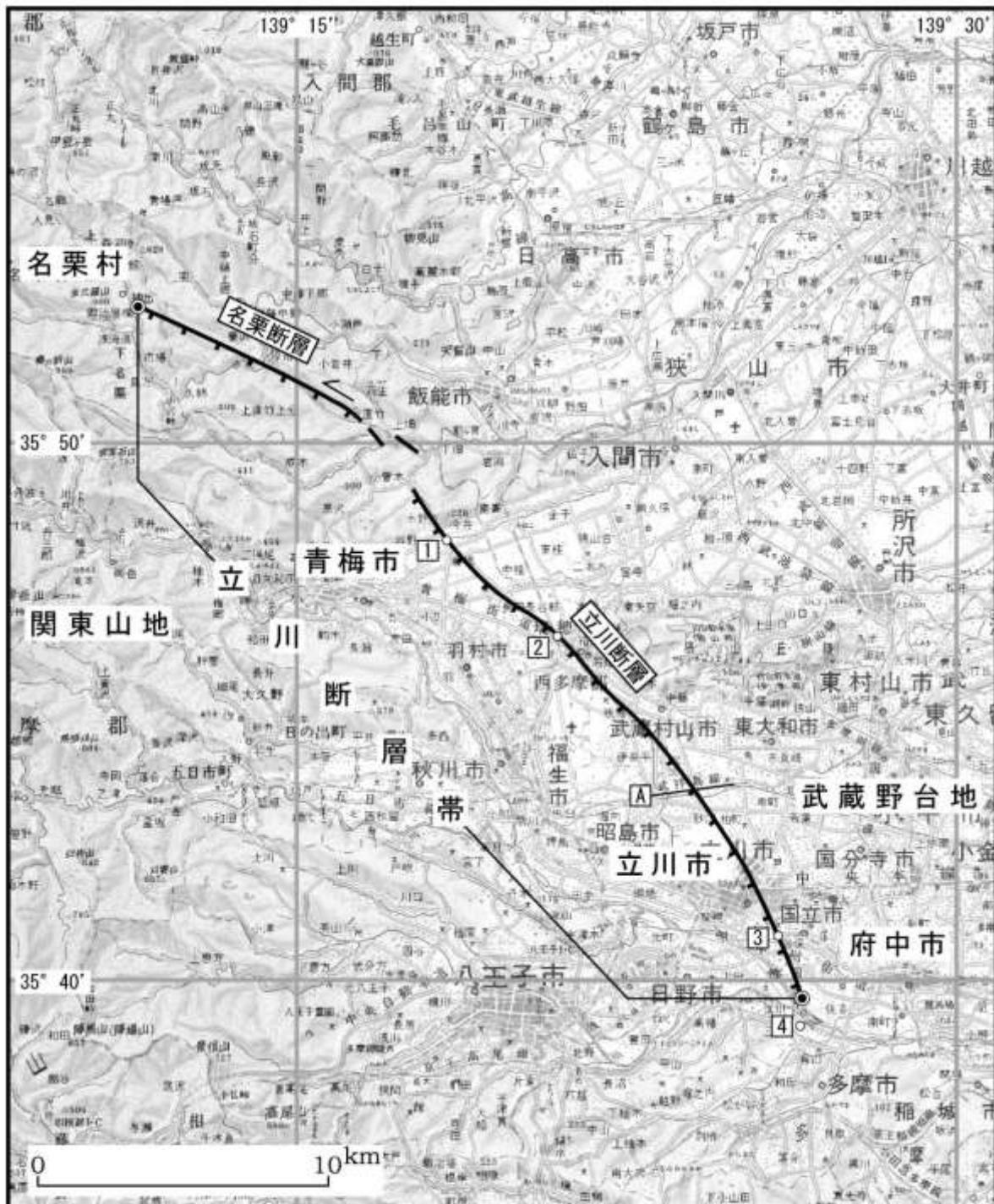
ローム層と段丘の模式図



羽村市付近地質断面図



立川断層帯の活断層位置と主な調査地点（地震調査委員会 立川断層帯の評価より）



1 : 藤橋地点 2 : 箱根ヶ崎地点 3 : 谷保・矢川地点 4 : 一の宮地点

第2節 羽村市の気象

気象は温和で、平年の年間降水量は 1,510.5mm となっており、令和元年は台風の影響により降水量が増えた。

気温は平成30年に初めて40°Cを超えた猛暑日となり、その年は最低気温も-9.3°Cまで下がった。風は夏に南寄り、冬は北寄りの季節風が吹き、平均1.1m/秒程度である。

【年間降水量】

年	<u>平成28年</u>	<u>29年</u>	<u>30年</u>	<u>平成31年 /令和元年</u>	<u>2年</u>	<u>3年</u>	<u>4年</u>	<u>5年</u>
年間 <u>降水量 mm</u>	<u>1,483.0</u>	<u>1,412.5</u>	<u>1,401.0</u>	<u>2,198.5</u>	<u>1,613.0</u>	<u>1,363.5</u>	<u>1,291.0</u>	<u>1,117.0</u>

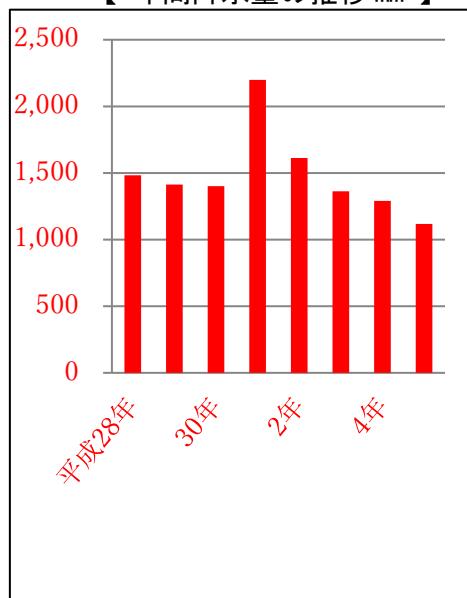
注 アメダス青梅観測所（所在地：青梅市新町）

【平均気温】

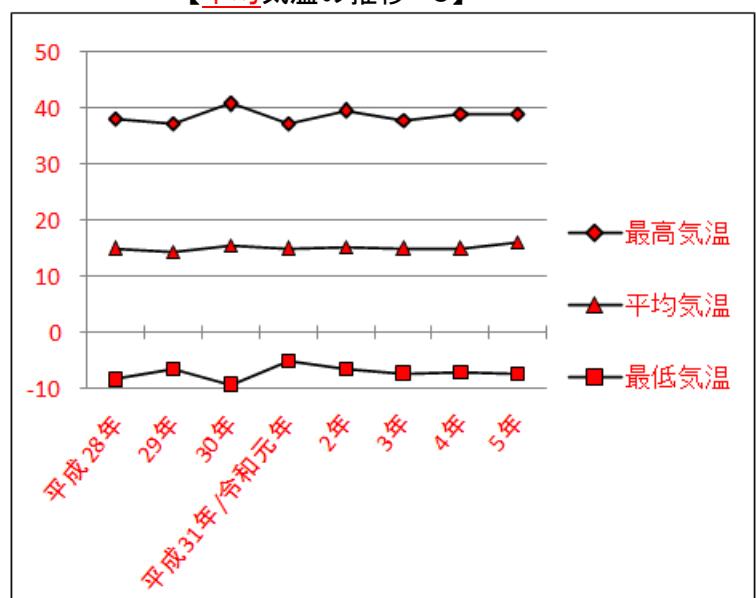
年	<u>平成28年</u>	<u>29年</u>	<u>30年</u>	<u>平成31年 /令和元年</u>	<u>2年</u>	<u>3年</u>	<u>4年</u>	<u>5年</u>
最高気温 °C	<u>38.1</u>	<u>37.2</u>	<u>40.8</u>	<u>37.2</u>	<u>39.6</u>	<u>37.8</u>	<u>38.9</u>	<u>39.0</u>
最低気温 °C	<u>-8.4</u>	<u>-6.5</u>	<u>-9.3</u>	<u>-5.1</u>	<u>-6.6</u>	<u>-7.3</u>	<u>-7.2</u>	<u>-7.4</u>
平均気温 °C	<u>15.0</u>	<u>14.4</u>	<u>15.4</u>	<u>15.0</u>	<u>15.1</u>	<u>15.0</u>	<u>15.0</u>	<u>16.1</u>

注 同上

【年間降水量の推移 mm】



【平均気温の推移 °C】



第3章 市、市民及び事業者の基本的責務

【体系図】

第1節 基本理念 P1-15

第2節 基本的責務 P1-15

第3章 市、市民及び事業者の基本的責務

第1節 基本理念

災害による被害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るために、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任による自助の考え方、第二に市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、そして、公助を果たす行政とが、それぞれの責務を明らかにしたうえで、連携を図っていくことが欠かせないものである。

第2節 基本的責務

1 市の責務

- 市は、地域における第一次的防災機関として、災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 市は、災害時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うために必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 市民の責務

- 市民は、災害時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - ・家具類の転倒、落下、移動防止
 - ・出火の防止
 - ・初期消火に必要な用具の準備
 - ・飲料水及び食料の確保
 - ・避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - ・家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- 市民は、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、被災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市等と協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 市民は、市その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的に災害対策活動に参加する等、災害対策に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者の責務

- 事業者は、市その他の行政機関が実施する災害対策事業及び前項の市民が協力して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その責任を自覚し、災害の防止並びに被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して災害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下、「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例(平成25年4月施行)に基づき、震災時には施設の安全等を確認したうえで、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ従業者の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- 事業者は、あらかじめ従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して災害を防止するため、都及び市が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下、「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

第4章 市及び関係防災機関の業務の大綱

【体系図】



第4章 市及び関係防災機関の業務の大綱

市及び各関係防災機関が処理する業務は、概ね次のとおりである。

第1節 羽村市

機関等の名称	事務又は業務大綱
羽村市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 羽村市防災会議及び羽村市災害対策本部に関すること。 (2) 防災に係る組織及び施設に関すること。 (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (4) 緊急輸送の確保に関すること。 (5) 避難の指示及び誘導に関すること。 (6) 被災者の救助及び救護に関すること。 (7) 消防及び水防に関すること。 (8) 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 (9) 外出者の支援に関すること。 (10) 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 (11) 応急給水に関すること。 (12) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 (13) ボランティアの支援に関すること。 (14) 公共施設の応急復旧に関すること。 (15) 災害復興に関すること。 (16) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 (17) 防災市民組織の育成に関すること。 (18) 事業所防災に関すること。 (19) 防災教育及び防災訓練に関すること。 (20) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第2節 関係防災機関

機関等の名称	事務又は業務大綱
羽村市消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災その他の災害予防、警戒及び防御に関すること。 (2) 救急及び救助に関すること。 (3) 危険物等の措置に関すること。 (4) 災害時の情報収集に関すること。 (5) 避難行動要支援者の支援に関すること。 (6) その他消防に関すること。
羽村市交通安全 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における交通整理に関すること。 (2) 災害時における避難誘導に関すること。 (3) 避難行動要支援者の支援に関すること。 (4) その他交通安全に関すること。

羽村市町内会連合会	(1) 災害危険箇所等を発見した場合の市等への連絡に関すること。 (2) 災害にかかる予報、警報その他情報の区域内住民への伝達に関すること。 (3) 災害時における広報広聴活動に関すること。 (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関すること。 (5) 避難誘導及び避難所内被災者の救助業務に関すること。 (6) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に関すること。 (7) 被害状況の調査に関すること。 (8) 避難行動要支援者の支援に関すること。
羽村市医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること。 (2) 防疫の協力に関すること。
羽村市商工会	(1) 災害時における建設活動の協力に関すること。 (2) 災害時における生活必需品調達の協力に関すること。

第3節 東京都

機関等の名称	事務又は業務大綱
東京都 西多摩保健所	(1) 保健衛生に関すること。 (2) 医療に関する情報提供、連絡調整に関すること。
東京都 西多摩建設事務所	(1) 道路及び <u>橋梁りょうの整備、保全及び復旧等</u> に関すること。 (2) 土砂災害対策に関すること。 (3) 河川の保全に関すること。 (4) 水防活動の支援に関すること。 (5) 河川、道路等における障害物の除去に関すること。
東京都 流域下水道本部	(1) 流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (2) 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。 (3) 災害時における下水道施設の復旧に係る他都市等の支援調整に関すること。
警視庁 福生警察署	(1) 被害実態の把握と各種情報の収集に関すること。 (2) 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 (3) 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 (4) 遺体の調査等及び検視に関すること。 (5) 交通規制に関すること。 (6) 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 (7) 公共の安全と秩序の維持に関すること。 (8) 避難行動要支援者の支援に関すること。
東京消防庁 福生消防署	(1) <u>火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。</u> (2) <u>救急及び救助に関すること。</u> (3) <u>危険物等の措置に関すること。</u> (4) <u>その他、消防に関すること。</u> (5) <u>市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の</u>

	<p><u>自主防災体制の指導育成に関すること。</u></p> <p><u>(6) 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>(7) 避難行動要支援者の支援に関するこ</u> <u>と。</u></p>
--	---

第4節 国の行政機関

機関等の名称	事務又は業務大綱
国土交通省関東地方整備局 相武国道事務所	(1) 災害時における応急物資等の輸送路の確保に関すること。 (2) 国道及び付帯施設の災害復旧工事に関すること。
国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 多摩川上流出張所	(1) 管轄区域河川の保全施設等の工事並びに施設の保全に関すること。 (2) 管轄区域河川の雨量計、水位、流量、洪水予報、水防警報等水防に関すること。
農林水産省関東農政局 <u>東京都拠点</u>	(1) 主要食糧の需給に関すること。
東京管区気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
陸上自衛隊 第1師団 第1施設大隊	(1) 災害派遣の計画及び準備に関すること。 ① 防災関係資料の基礎調査 ② 災害派遣計画の作成 ③ 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 (2) 災害派遣の実施に関すること。 ① 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 ② 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び贈与

第5節 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務大綱
日本郵便株式会社 羽村郵便局	<u>(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれら施設等の保全に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(2) 被災地における郵便はがきの無償交付、救助用ゆうパックの非</u> <u>常取扱いに関するこ</u> <u>と。</u>

	<p>(1) 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に 関すること。</p> <p>(2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いに関するこ と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地宛て救助用郵便物の料金免除 ・被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 <p>(3) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の 非常取扱い</p>
東日本旅客鉄道 株式会社	<p>(1) 鉄道施設等の安全確保に關すること。</p> <p>(2) 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の 協力に關すること。</p>
N T T 東日本	<p>(1) 電信、電話施設の安全確保に關すること。</p> <p>(2) 災害時における通信の確保及び気象警報に關すること。</p>
東京電力パワーグ リッド株式会社 立川支社	<p>(1) 電力施設等の建設及び安全保安に關すること。</p> <p>(2) 電力需給に關すること。</p>
日本赤十字社 東京都支部 <u>(東京都赤十字血 液センター)</u>	<p>(1) 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の 処理を含む)の実施に關すること。</p> <p>(2) 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に關すこと</p> <p>(3) こころのケア活動に關すること。</p> <p>(4) 赤十字ボランティアの活動に關すること。</p> <p>(5) 輸血用血液製剤の確保及び供給に關すること。</p> <p>(6) 義援金の受付及び配分に關すること(原則として義援物資につ いては受け付けない)。</p> <p>(7) 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に 関すること。</p> <p>(8) 災害救援物資の支給に關すること。</p> <p>(9) 日赤医療施設等の保全及び運営に關すること。</p> <p>(10) 外国人の安否調査に關すること。</p> <p>(11) 遺体の検案協力に關すること。</p> <p>(12) 東京都地域防災計画に整合した災害救護に關する訓練の実施 に關すること。</p>

第6節 指定地方公共機関等

機関等の名称	事務又は業務大綱
公立福生病院	(1) 医療及び助産活動に関すること。 (2) 防疫の協力に関すること。
武陽ガス株式会社	(1) 都市ガス需要家屋の工作物（装置、供給及び導管を含む。）被害調査、復旧及び安全確保に関すること。 (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。
伊吹石油ガス 株式会社	(1) ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全確保に関すること。 (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。

第5章 災害時の活動体制

【体系図】

第1節 羽村市災害対策本部の組織・運営 P1-25

第2節 災害対策本部の非常配備態勢 P1-36

第3節 防災会議の招集 P1-38

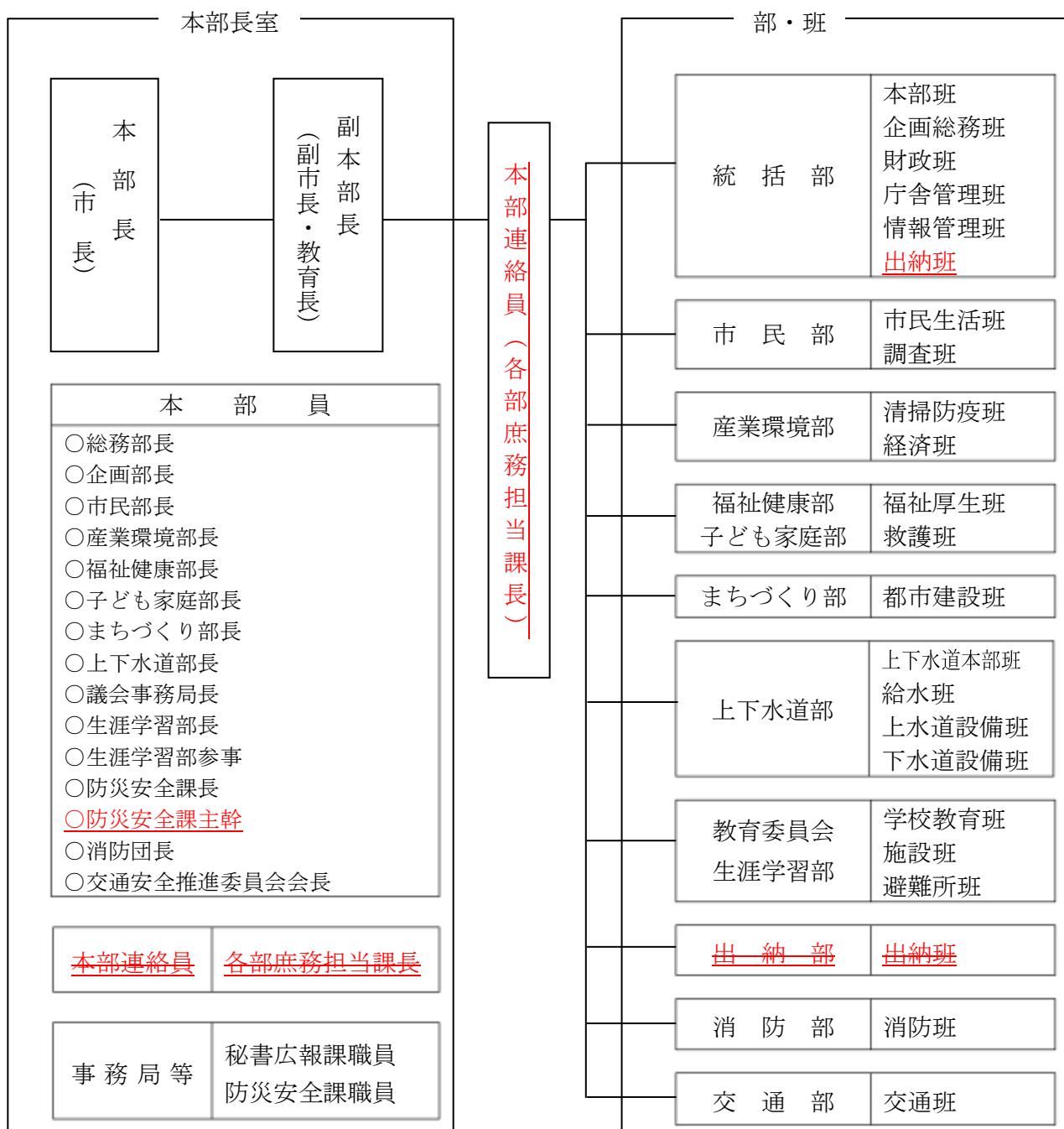
第4節 関係防災機関の活動態勢 P1-39

第5章 災害時の活動体制

第1節 羽村市災害対策本部の組織・運営

災害発生時等には、市は羽村市災害対策本部条例及び羽村市災害対策本部条例施行規則に基づき、羽村市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害対策本部の組織



2 災害対策本部の構成

(1) 本部長室等

① 本部長室の構成及び職務

構 成		職 務
本部長	市長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則第3条第1号に規定する部長の職にある者 ・防災安全課長 ・防災安全課主幹 ・消防団長 ・交通安全推進委員会会長 	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
本部連絡員	各部庶務担当課長	本部長室と各部の連絡調整にあたる。
事務局等	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書広報課職員 ・防災安全課職員 	報道発表・災害記録作成 本部室の庶務

※本部長室と各部の連絡調整を行うことを目的として、本部連絡員を置く。

※上記のほか、本部長は必要があると認めたときは、市職員のうちから本部員を指名することができる。（羽村市災害対策本部条例施行規則 第5条第2項）

② 本部長室の所掌事務

本部長室は、次の事項について、本部の基本方針を審議策定する。

- ・本部の非常配備態勢及び解除に関すること
- ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- ・避難指示に関すること
- ・災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること
- ・近隣市町との相互応援に関すること
- ・自衛隊に対する災害派遣要請に関すること
- ・都及び関係防災機関に対する応援の要請に関すること
- ・公用令書による公用負担に関すること
- ・災害対策に要する経費の処理方法に関すること
- ・部班長会議の招集に関すること
- ・前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

③ 本部連絡員

本部長室と各部の連絡調整を行うことを目的として、本部連絡員を置く。

構 成		職 務
<u>本部連絡員</u>	<u>・各部庶務担当課長</u>	<u>本部長室と各部の連絡調整にあたる。</u>

(2) 部及び班

各部・班の構成及び分掌事務については、次のとおりとする。

- 各部、各班及び各課の応急活動体制については、原則として下記のとおりとするが、被害の状況、事務の優先度、応急職員の参集状況、時間経過などを勘案して隨時、応援体制をとるものとする。
- 応援体制については、まず第一次応援体制として、各部の部長の指示により部内の他班への応援を行うこととし、さらに人員不足等が発生する場合には第二次応援体制として、災害対策本部長の指示により他部への応援を行うものとする。

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分 掌 事 務
統括部	総務部長	本部班	防災安全課長 <u>防災安全課主幹</u>	① 災害対策本部及び各部との連絡調整に関すること ② 気象や地震などの情報収集に関すること ③ 非常配備態勢に関すること ④ 都及び関係防災機関との連絡調整に関すること ⑤ 自衛隊の派遣要請に関すること ⑥ 被害状況の総括に関すること ⑦ 災害に係る通信情報の総括に関すること ⑧ 防災無線設備の点検、整備及び復旧に関すること ⑨ 災害救助法の適用に関すること ⑩ 本部長室の庶務に関すること ⑪ 避難の指示及び誘導に関すること ⑫ 消防団の出動に関すること ⑬ 交通安全推進委員会の出動に関すること ⑭ その他災害対策の連絡調整に関すること ⑮ 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関すること ⑯ 所管施設の安全対策・災害対応に関すること
	企画部長		企画総務班 企画政策課長	① 職員の招集及び派遣に関すること ② 災害時相互応援協定締結自治体への応援要請に関すること ③ 災害関係文書の受発信に関すること ④ 災害復旧対策の総合調整に関すること

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分掌事務
			公共施設マネジメント課長	⑤ 災害に関する広報及び広聴に関すること ⑥ 涉外及び報道機関との連絡調整に関すること ⑦ 災害記録写真等の作成に関すること ⑧ 被災市民の相談窓口に関すること ⑨ 災害時の職員の災害補償及び労務に関すること ⑩ 職員及び本部要員の給食に関すること ⑪ 災害救助法における求償に関すること ⑫ 災害対策本部会議の内容記録に関すること ⑬ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること ⑭ 他班への応援に関すること
			秘書広報課長	
			職員課長	
			市史編さん室長	
	財政班	財政課長		① 災害対策関係予算に関すること ② 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること ③ 他班への応援に関すること
	庁舎管理班	契約管財課長		① 所管施設の安全対策及び災害対応に関すること ② 災害対策用物資及び資材の購入等に関すること ③ 車両の調達及び配車に関すること ④ 他班への応援に関すること
	情報管理班	情報政策課長		① 電算機器の点検、復旧に関すること ② 他班への応援に関すること
	<u>出納班</u>	<u>会計管理者(会計課長)</u>		① <u>災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること</u> ② <u>給水班への応援に関すること</u> ③ <u>他班への応援に関すること</u>
市民部	市民部長	市民生活班	市民課長 地域振興課長	① 応急食料の確保及び輸送に関すること ② 救援物資の確保及び輸送に関すること ③ 食料及び物資調達応援協定業者等との連絡及び協力要請に関すること ④ 遺体の収容及び埋火葬に関すること ⑤ 窓口事務に関すること ⑥ 自主防災組織との連絡調整に関すること ⑦ 所管施設の安全対策及び災害対応に関すること ⑧ ボランティアの受付及び派遣に関すること ⑨ 外国人支援に関すること ⑩ 自主避難所の開設、運営に関すること ⑪ 他班への応援に関すること

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分掌事務
		調査班	課税課長 納税課長	<p>① 被害状況（土地・家屋ほか）の調査、集計及び報告に関すること</p> <p>② 署名証明書の交付に関すること</p> <p>③ 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予等に関すること</p> <p>④ 他班への応援に関すること</p>
産業環境部	産業環境部長	清掃防疫班	環境保全政策課長 生活環境課長	<p>① し尿及びごみ処理に関すること</p> <p>② 廃棄物の仮置場の確保・開設・運営等に関すること</p> <p>③ 所管施設の安全対策及び災害対応に関すること</p> <p>④ 被災地の清掃及び消毒に関すること</p> <p>⑤ その他環境衛生に関すること</p> <p>⑥ 緑地及び保存樹木樹林地の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>⑦ 他班への応援に関すること</p>
		経済班	産業振興課長	<p>① 商業及び農業の被害状況調査及び災害応急対策に関すること</p> <p>② 中小企業及び農業関係に対する資金融資に関すること</p> <p>③ 所管施設の安全対策・災害対応に関すること</p> <p>④ 工業関係の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>⑤ 所管施設の点検、整備及び復旧に関すること</p> <p>⑥ 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関すること</p> <p>⑦ 他班への応援に関すること</p>
福祉健康部 子ども家庭部	福祉健康部長 子ども家庭部長	福祉厚生班	社会福祉課長 障害福祉課長 高齢福祉介護課長	<p>① 福祉避難所の開設、運営に関すること</p> <p>② 福祉施設（保育施設を除く。）の点検、整備及び復旧に関すること</p> <p>③ 福祉施設利用者の避難誘導に関すること</p> <p>④ 高齢者及び障害のある人の被害状況の把握に関すること</p> <p>⑤ 身体障害者等の避難及び救護に関すること</p> <p>⑥ 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること</p> <p>⑦ 義援金品の受領及び配分に関すること</p> <p>⑧ 災害弔慰金の支給及び災害救護資金の融資に関すること</p> <p>⑨ その他被災者の福祉に関すること</p> <p>⑩ 所管施設の安全対策・災害対応に関すること</p> <p>⑪ 他班への応援に関すること</p>

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分掌事務
		救護班	健康課長 <u>健康課主幹</u> 子育て支援課長 子育て相談課長 子育て相談課主幹	<p>① 医療機関との連絡調整及び応援要請に関すること</p> <p>② 医療救護班の編成及び派遣に関すること</p> <p>③ 医療救護所の開設及び医薬品等の供給確保に関すること</p> <p>④ 乳幼児及び妊産婦の救護に関すること</p> <p>⑤ 感染症の予防に関すること</p> <p>⑥ 感染症患者の収容、隔離に関すること</p> <p>⑦ 所管施設の安全対策・災害対応に関すること</p> <p>⑧ 児童福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>⑨ 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関すること</p> <p>⑩ 保健活動班による巡回健康相談に関すること</p> <p>⑪ 災害時保健活動に関すること</p> <p>⑫ 保健活動に係る応援要請に関すること</p> <p>⑬ 他班への応援に関すること</p>
まちづくり部	まちづくり部長	都市建設班	都市計画課長 土木課長 建築課長 <u>区画整理課長</u> <u>区画整理課主幹</u>	<p>① 道路、橋梁及び河川の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>② 道路、橋梁その他土木施設の整備及び復旧に関すること</p> <p>③ 道路、河川等における障害物の除去に関すること</p> <p>④ 災害対策に必要な労務の調達、確保及び供給に関すること</p> <p>⑤ 倒壊物、崩土等の処理に関すること</p> <p>⑥ 応急仮設住宅の建設及び応急修理に関すること</p> <p>⑦ 公共土木施設及び建築物等の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>⑧ 都市施設の被害状況の調査及び報告に関すること</p> <p>⑨ 公共土木施設及び建築物等の点検、整備及び復旧に関すること</p> <p>⑩ 羽村市建設防災協力会等との連絡及び協力要請に関すること</p> <p>⑪ 応急復旧用資機材及び機器の確保に関すること</p> <p>⑫ 緊急交通路の確保に関すること</p> <p>⑬ 公園・公園施設及び緑地の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>⑭ 公園・公園施設及び緑地の安全対策・災害対応に関すること</p> <p>⑮ 動物公園の被害状況調査及び報告に関すること</p>

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分掌事務
				<p>⑯ 応急危険度判定に関すること</p> <p>⑰ 被災地域の災害復旧計画に関すること</p> <p>⑱ その他災害復旧に関すること</p> <p>⑲ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること</p> <p>⑳ 区画整理区域内の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>㉑ 区画整理区域内の安全対策・災害対応に関すること</p> <p>㉒ 他班への応援に関すること</p>
上下水道部	上下水道部長 議会事務局長	上下水道本部班	上下水道業務課長	<p>① 災害対策本部及び東京都福祉保健局水道担当・東京都下水道局との情報連絡調整に関すること</p> <p>② 被害状況、緊急応急給水箇所の把握に関すること</p> <p>③ 給水可能区域の把握、復旧の指揮に関すること</p> <p>④ 水道関連業者への応援要請に関すること</p> <p>⑤ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること</p> <p>⑥ その他、他班に属さないこと</p>
			選挙管理委員会事務局長 (監査委員事務局長) 議会事務局次長	<p>① 給水用資材の確保に関すること</p> <p>② 応急給水に関すること</p> <p>③ 避難所、医療機関等の重要施設の給水状況の点検に関すること</p> <p>④ 他班への応援に関すること</p>
		上水道設備班	上下水道設備課長	<p>① 水源取水・浄水・送水・配水設備施設の安全対策・災害対応に関すること</p> <p>② 飲料水の水質検査及びその応急措置に関すること</p> <p>③ 応急給水用の清浄水の確保に関すること</p> <p>④ 導水・送水・配水管等の点検、整備及び復旧に関すること</p> <p>⑤ 復旧資材の確保等に関すること</p> <p>⑥ 管路の応急復旧に関すること</p> <p>⑦ 管路の二次災害防止に関すること</p>
	下水道設備班	上下水道設備課長		<p>① 下水道施設の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>② 下水道施設の安全対策・災害対応に関すること</p> <p>③ 下水道施設の災害復旧計画に関すること</p>

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分掌事務
教育委員会生涯学習部	生涯学習部長	学校教育班	学校教育課長	① 児童及び生徒の被害状況調査に関すること ② 学校との連絡調整に関すること ③ 被害児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること ④ 被害児童及び生徒の学用品等の支給に関すること ⑤ 他班への応援に関すること
	生涯学習部参考		教育支援課長 統括指導主事	① 所管施設の安全対策・災害対策に関すること ② 学校施設の被害状況調査及び報告に関すること ③ 学校施設の点検、整備及び復旧に関すること ④ 社会教育施設の被害状況調査及び報告に関すること ⑤ 社会教育施設利用者の被害状況調査及び救護に関すること ⑥ 社会教育施設の点検、整備及び復旧に関すること ⑦ 文化財の保護に関すること ⑧ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること ⑨ 他班への応援に関すること
	避難所班		生涯学習総務課長	① 避難所の開設及び運営に関すること ② 避難者名簿の作成に関すること ③ 避難所の連絡調整に関すること ④ 避難所での応急食料の配分に関すること ⑤ 他班への応援に関すること
消防部	消防団長 副団長	消防班	分団長 (6名) 副分団長 (12名)	① 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること ② 救急及び救助に関すること ③ 危険物等の措置に関すること ④ 災害時の情報収集に関すること ⑤ その他消防に関すること
交通部	交通安全推進委員会会長 副会長 本部役員	交通班	各支部長 (11名) 各副支部長(22名)	① 災害時における交通整理に関すること

3 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織及び運営は、災対法、羽村市災害対策本部条例及び羽村市災害対策本部条例施行規則の定めるところによる。

(1) 災害対策本部の設置及び解散

① 災害対策本部の設置

市長は、市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、災害対策本部を設置する。

② 災害対策本部設置の通知等

災害対策を所管する部長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者に災害対策本部の設置を通知する。

- ・本部員
- ・東京都知事
- ・福生警察署長
- ・福生消防署長
- ・指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長
- ・近隣市町村長
- ・その他必要と認めた者

このほか、広報広聴を所管する部長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに報道機関に発表する。

また、市各部長は、上記の通知を受けたときは、所属職員に対し速やかに連絡しなければならない。

③ 災害対策本部の標示の掲出

災害対策本部が設置された場合は、市役所庁舎正面に「羽村市災害対策本部」の掲示板を掲出する。

④ 災害対策本部の解散

本部長は、市の地域に災害が発生するおそれが解消したと認めたときは、災害対策本部を解散する。災害対策本部解散の通知等は、災害対策本部の設置に準じて処理する。

(2) 災害対策本部の運営

① 本部長室の開設・運営

- 本部長室は、原則として東庁舎2階に開設する。災害対策本部が設置されたときは、災害対策を所管する部長は直ちに本部長室を開設するために必要な措置を講ずる。
- 本部長室開設後は、災害対策を所管する部長が運営を統括し、災害対策を所管する課長がこれを補佐する。

② 災害対策本部会議の招集

- 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、災害対策本部会議

(以下「本部会議」という。) を招集する。

- 本部会議は、本部長、副本部長、本部員、本部連絡員及び事務局等をもって構成する。
- 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、本部会議への出席を求めることができる。
- 各部長は、その所管事項に関し、本部会議に付議すべき事項があるときは、速やかに付議しなければならない。

③ 本部連絡員調整会議

- 災害対策を所管する部長は、部相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、又は本部連絡員から要求があったときは、本部連絡員調整会議を開くものとする。

④ 都の現地対策本部との連携

- 都の現地対策本部が設置された場合、災害対策本部は都現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図るものとする。

⑤ 災害対策本部と報道機関との連携

- 災害対策本部の報道機関に対する発表は、広報広聴を所管する部長が記者室、又は臨時記者室にて行う。

⑥ 災害対策本部の通信

- 災害対策本部の通信の運用管理は、災害対策を所管する部長が運営し、災害対策を所管する課長が補佐する。

⑦ 本部長への措置状況等の報告

- 各部長は、次の事項について、速やかに本部長に報告しなければならない。
 - ・調査把握した被害状況等
 - ・実施した応急措置の概要
 - ・今後実施しようとする応急措置の内容
 - ・本部長から特に指示された事項
 - ・その他必要と認められた事項

⑧ 現地災害対策本部の構成及び所掌事務

- 本部長は、災害の状況によって、災害現地に現地災害対策本部を設置するものとする。

【構成】

- | | |
|--------------|---------------------|
| ・現地災害対策本部長 | 本部長が副本部長又は本部員の中から指名 |
| ・現地災害対策副本部長 | 本部長が指名する本部の職員 |
| ・現地災害対策本部員 | 本部長が指名する者 |
| ・現地災害対策本部派遣員 | 関係防災機関の長が指名した職員 |

【所掌事務】

- ・被害状況、復旧状況の情報分析に関すること
- ・都・他市町村・関係防災機関との連絡調整に関すること
- ・自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること

- ・本部長の指示による応急対策の推進に関すること
- ・その他緊急を要する応急対策の実施に関するこ

【設置場所】

- ・災害現地

第2節 災害対策本部の非常配備態勢

1 非常配備態勢

(1) 非常配備基準

本部長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の基準により非常配備態勢の指令を発し、災害対策本部及び各部・班の職員を配備する。

【災害対策本部の非常配備基準】

配備態勢	配備の時期	配備態勢	配備人員
警戒配備態勢	<p><u>1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき</u></p> <p>1 東京地方に震度5弱以上の地震が発生したとき（島しょを除く）</p> <p>2 その他本部長が必要と認めたとき</p>	<p>1 情報を収集し、防災体制を整える</p> <p>2 市内に災害が発生した場合は速やかに適切な措置をとる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長（市長） ・副本部長（副市長・教育長） ・本部員 ・本部連絡員 ・本部事務局等 ・本部長からあらかじめ指示された職員
第一次非常配備態勢	<p>1 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき</p> <p>2 その他本部長が必要と認めたとき</p>	<p>1 災害に対して直ちに対処できる態勢</p> <p>2 事態の推移に伴い第二次非常配備態勢に移行しうる態勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長（市長） ・副本部長（副市長・教育長） ・係長職以上の職員 ・本部事務局等 ・本部長からあらかじめ指示された職員 ・消防団（団長・副団長） ・交通安全推進委員会（会長・副会長）
第二次非常配備態勢	<p>1 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>2 気象庁の発表にかかわらず、市内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</p> <p><u>3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表されたとき</u></p>	<p>1 市の組織をあげて災害対策に対処する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長（市長） ・副本部長（副市長・教育長） ・全職員 ・消防団（団長・副団長） ・交通安全推進委員会（会長・副会長）

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意・調査中）が発表された場合、職員は、連絡が取れる態勢を維持する。

(2) 非常配備態勢の特例

- 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部、班に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は解除する。
- 本部長は、必要があると認めるときは、特定の部・班に対して種別の異なる非常配備態勢を指令し、又は解除する。
- 本部長は、必要があると認めたときは、各部・班の人員を増減する。

(3) 非常配備態勢に基づく措置

- 各部長は、あらかじめ部に所属する班が、非常配備態勢の種別に応じて措置すべき活動要領を定め、所属職員に対し周知徹底しておかなければならぬ。
- 各部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、前号の要領に基づき所属職員に対して必要な指示をしなければならない。

2 職員の活動態勢

(1) 勤務時間内における地震発生の場合

① 本部要員の参集

東京地方に震度5弱以上の地震が発生した場合には、本部要員（本部長・副本部長・本部員・本部連絡員・本部事務局等）は、直ちに本部長室（東庁舎2階）に参集する。

(2) 勤務時間外における地震発生の場合（自発的参集）

休日、夜間等の勤務時間外において市の区域内で地震等が発生した場合、職員は本節、「1 非常配備態勢、(1) 非常配備基準」の【災害対策本部の非常配備基準】に定める気象庁発表の東京地方の震度に基づき参集する。

① 参集場所

原則として勤務している部署又は施設等とする。ただし、あらかじめ上司から指示がある場合はその場所とする。

② 参集時の留意事項

ア 職員の服装及び携行品

参集する職員の服装は、原則としてヘルメット・防災服・安全靴（長靴）とする。ただし、上記により難い場合には、安全に配慮した作業のできる服装とする。また、参集の際には、できるだけ3日分の食料と飲用水の持参に心がけるとともに、軍手、タオル、懐中電灯等の必要な用具もできる限り携行する。

イ 被害状況の報告

参集の際には、可能な範囲で参集途上の被害状況を把握し、「被害概況カード」等に記入し、参集時に提出する。

- 資料編 「資料4 被害概況カード」 資-5 参照

ウ その他

職員は、病気やその他の事由により、どうしても参集できない場合には、可能な限りの手段を使って、所属長又は関係職員に連絡する。

③ 本部要員以外の職員

所属長の指示があるまで、職員は身の安全を確保するとともに、来庁者等（各施設も同様）の安全を確認し、負傷者等が出た場合には応急措置等の救護にあたるものとする。また、同時に施設内の火の元の安全確保を行うとともに、施設の被害状況の把握に努めるものとする。

3 職員の服務

すべての職員は、災害対策本部が設置された場合は次の事項を遵守しなければならない。

- 災害に関する情報及び本部関係の指示に常に注意すること。
- 不急の行事、会議及び出張等を中止すること。
- 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- 勤務場所を離れる場合には、上司又は部下と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。
- 非常配備態勢が発令されたときは、万難を排して速やかに参集すること。
- 自らの言動によって住民に不安を与える、住民の誤解を招き、又は本部の活動に支障をきたすことのないよう注意する。

第3節 防災会議の招集

市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、市及び関係防災機関相互の連絡調整を図る必要があると認められるときは、防災会議を招集する。

【防災会議の組織】

※羽村市防災会議条例

会長	市長
委員	<p>(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(2) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(3) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(4) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(5) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(6) 市長がその部内の職員のうちから指名する者</p> <p>(7) 市の教育委員会の部内の職員のうちから市長が指名する者</p> <p>(8) 市の消防団長</p> <p>(9) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員若しくは職員 又は公共的団体の役員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</p>

	30人以内
--	-------

○ 資料編 「資料5 羽村市防災会議条例」資-6 参照

第4節 関係防災機関の活動態勢

災害発生時、関係防災機関は所管に係わる災害応急対策を実施するとともに、他の機関が実施する応急対策が円滑に行えるよう協力するものとする。関係防災機関は、次に掲げる組織を整備し、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定めておく。

1 福生警察署の活動態勢

【福生警察署災害時部隊編成表】

本部長	幕僚	活動内容
署長	幕僚長	被害実態の把握と情報収集、部隊運用、報告連絡、広報活動、関係防災機関との連絡調整等に関すること
	副署長	第一次及び第二次交通規制等に関すること
	幕僚	救出救護、避難誘導等部隊活動に関すること
	各課長	行方不明者の調査・捜索、遺体の検視等に関すること
	(警備、交通、地域、刑事組織)	犯罪の予防検挙、広報活動等治安維持に関するこ
	犯罪対策、生活安全)	緊急通行車両確認標章の交付に関するこ

2 福生消防署の活動態勢

【福生消防署災害時組織編成表】

署隊長	警防副署隊長	総務副署隊長	庶務班
			指揮班
			通信班
			情報班
			巡回情報収集班
			病院調査班
			方面隊本部派遣員
			関係機関派遣員
			高所見張員
			救護班
		活動部隊	消火
			救助
			救急

			破壊工作
			機械修理
			担架搬送
			補給
	予防副署隊長	防災広報班	

3 西多摩保健所災害対策本部及び事務分掌

【西多摩保健所災害対策本部編成表】

本部長 (所長)	総合対策部 <u>(副所長(管理課長)・市町村連携課長企画調整課長)</u>	行動計画総括(職員配置・応援要請)、情報収集・提供及び企画・連絡調整の取りまとめ、その他、各部に属さないこと
	管理担当 (庶務担当 <u>課長代理</u>)	所内被害状況の把握、保健政策課への報告に関すること 庁舎内外の管理、職員・応援者の健康管理等に関すること 広域的な災害の規模・被害状況等の情報収集・提供、水・食料等の確保
	情報管理担当 (企画調整担当 <u>課長代理・市町村連携担当課長代理</u>)	管内被害状況のとりまとめ、広報(住民、マスコミ等)、その他情報収集・提供及び企画・連絡調整全般に関すること。
	保健医療担当 (保健医療担当 <u>課長代理</u>)	保健・医療等の情報収集(情報 <u>上</u> 管理担当、生活環境安全部、保健対策部と連携)に関すること 医療安全に関すること
	生活環境安全部 (生活環境安全課長)	食品衛生、環境衛生、保健栄養、薬事に関すること
	保健対策部 (保健対策課長)	保健対策・感染症対策に関すること

4 西多摩建設事務所災害対策本部の班編成と主な業務

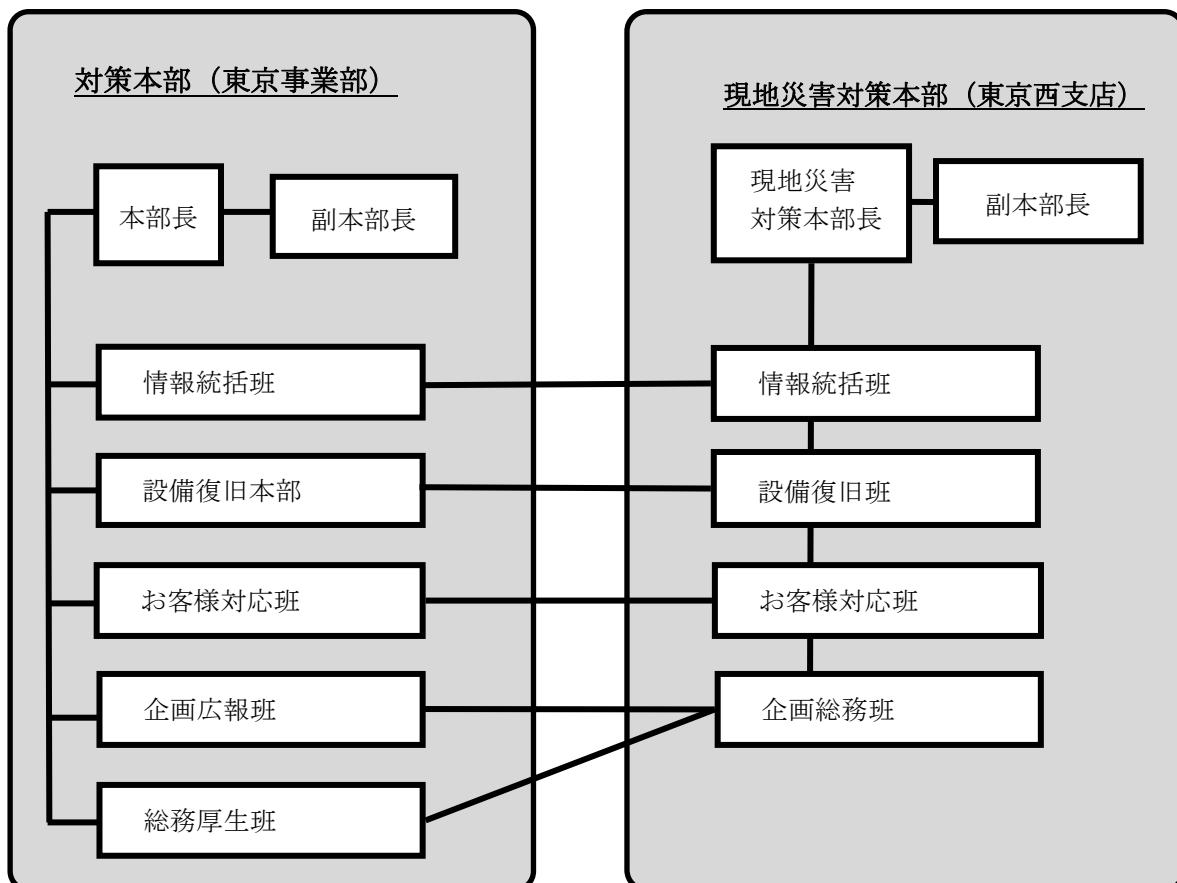
【西多摩建設事務所災害対策本部編成表】

班	分 担	担当業務
作戦班	本部長（所長） 副本部長（副所長）	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の応急対策等に対して、決定をする ・班統括
	<u>総務担当</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・局災害対策本部の作戦班への報告及び連絡調整（職員安否確認及び参集状況、事務所（庁舎）等被災状況、停電状況の把握、来客者の把握、必要物資の状況） ・地域住民<u>等</u>からの問い合わせ対応 ・所支援班からの報告に基づき、局災害対策本部に対して、応援職員や必要物資の要望を行う
	道路担当 河川担当 <u>公園担当</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・所応急対策班からの情報<u>を</u>収集 ・被害のあった所管施設の応急対策の方針決定 ・協力業者への指示、調整業者と連絡を取り、業者に指示する ・局災害対策本部の各業務担当者への報告及び連絡調整（所管施設の被害状況及び応急対策の状況把握、工事現場の安全確認状況、<u>公園における避難者</u>等） ・警察署、消防署、区市町村等の関係機関との応急対策内容の調整 ・自衛隊等の応援が必要な場合の応援内容<u>の</u>検討
支援班	支援班長	<ul style="list-style-type: none"> ・支援班を統括する<u>一</u>
	職員支援担当	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康管理に関すること ・職員の動員に関すること ・負傷した職員や来客者の救護 ・各班員名簿を作成し、活動人員を定期的に把握する ・交代要員の確保、交代の指示をする ・参集していない職員についても連絡を取るなど、安否確認を定期的に行う ・国、他県、民間会社等からの応援<u>を</u>受け入れ配置案等を検討する ・応援職員が必要な場所は所作戦班に報告する

	用度支援担当	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境に関すること ・本部運営活動に必要な資機材、物品等を調達する ・通信機器、電気設備を確認し、支障がある場合は復旧を手配する ・所内で必要物資が調達できない場合は、所作戦班に報告する ・休憩室、仮眠場所等の確保
応急対策班	現場点検担当	<ul style="list-style-type: none"> ・点検対象施設被害状況の把握 ・被害状況の報告（所作戦班各業務担当へ） ・応急措置の依頼（所作戦班各業務担当へ） ・被害情報、措置情報の点検簿等作成 <p>※点検対象施設には、事業工事中の箇所含む</p>

5 NTT東日本 現地災害対策本部体制と役割

（1）体制



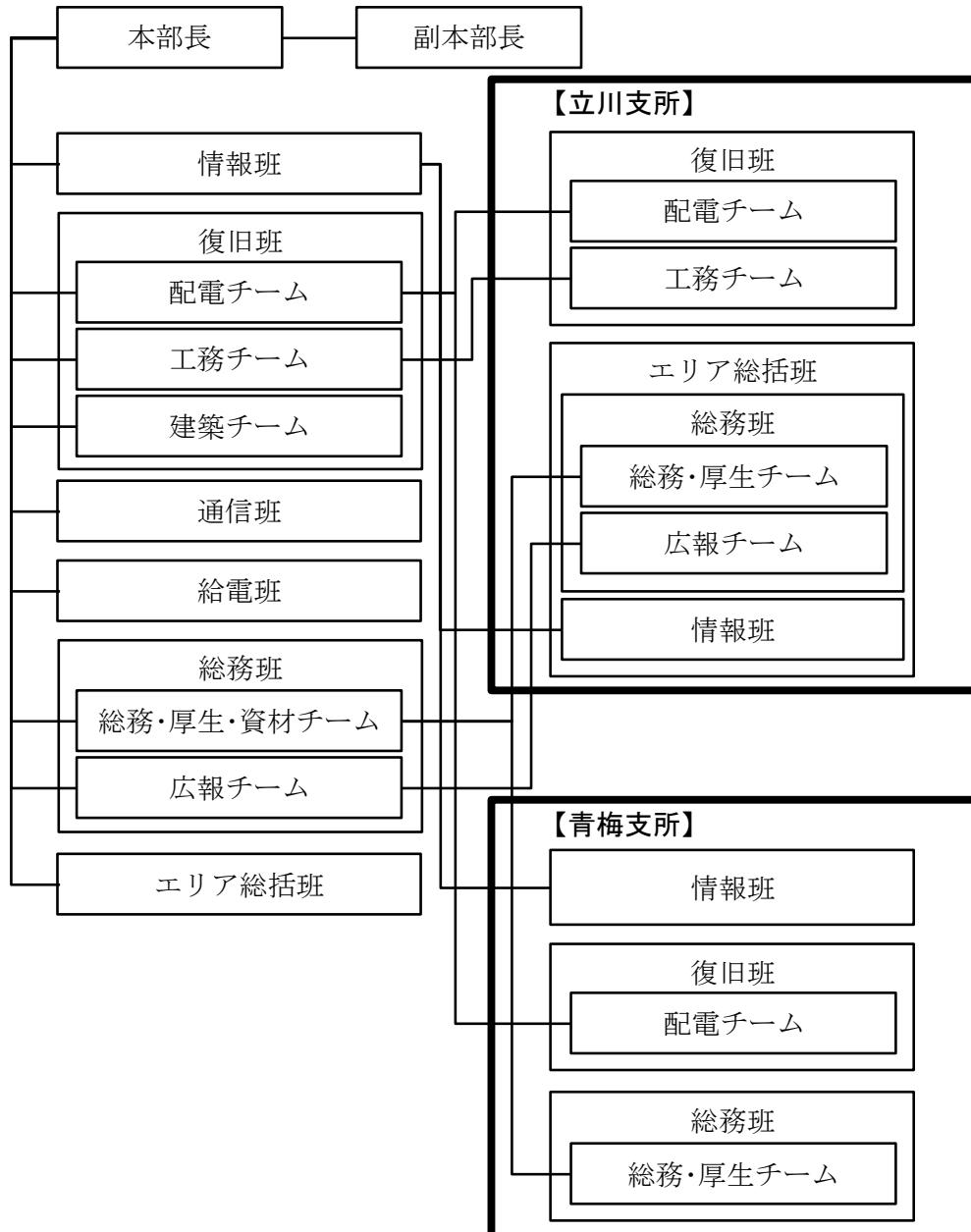
(2) 現地災害対策本部各班の役割

体制名	主な役割
本部長	本部長指示（東京事業部）に基づく現地各班への指揮統括を行う。
副本部長	本部長の補佐
情報統括班	現地各班の統括的運営と情報統括記録、重要通信確保、部外対応
設備復旧班	対策本部と連携し被災状況調査と復旧計画の実施、進捗管理
お客様対応班	お客様対応と進捗管理の実施
企画総務班	社員及び家族の安否確認、広報活動実施

6 東京電力パワーグリッド株式会社多摩総支社青梅事務所 災害時組織構成

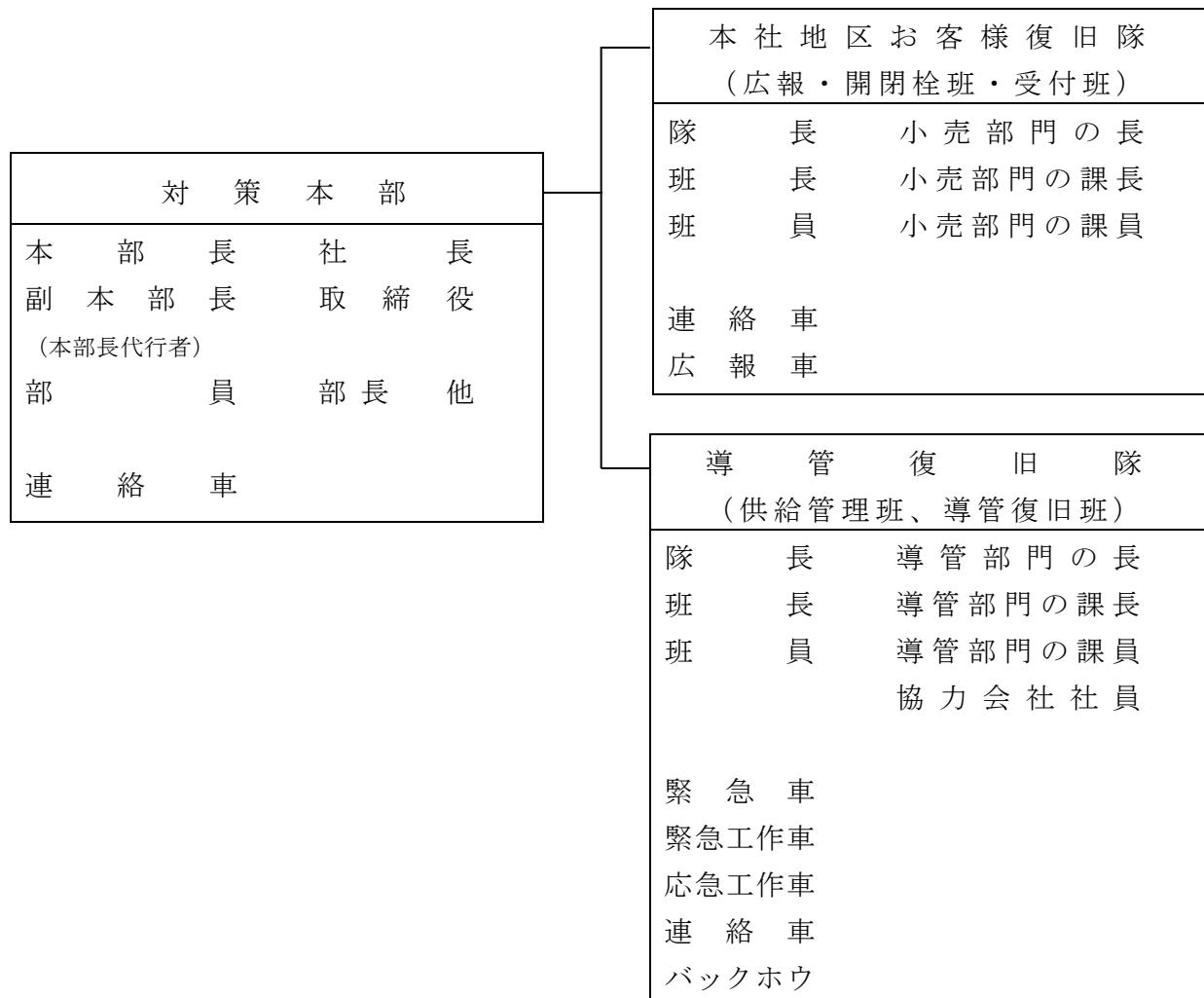
【東京電力パワーグリッド(株)非常災害対策多摩本部】

【非常災害対策多摩本部】

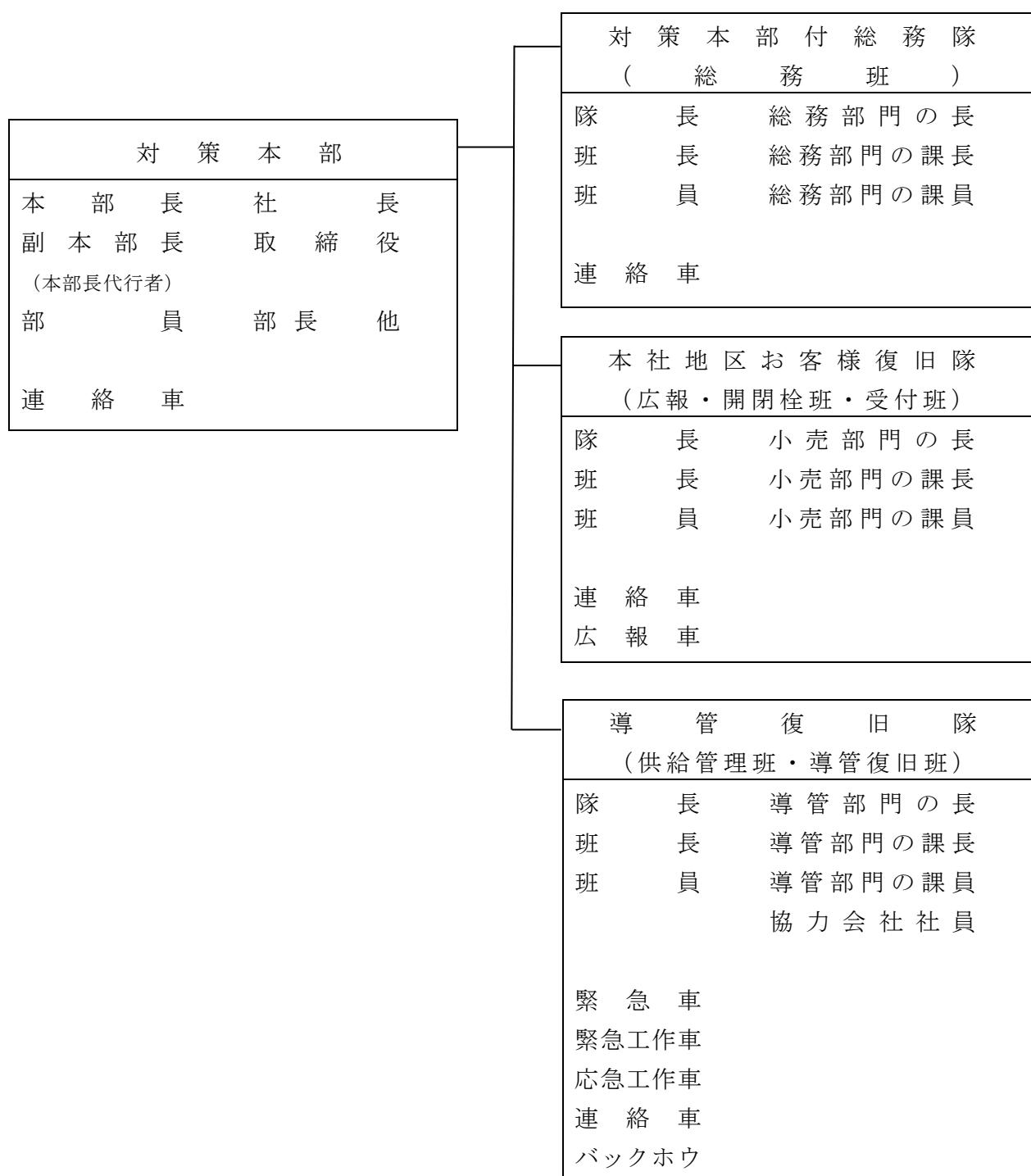


7 武陽ガス株式会社災害時活動組織

【第1次非常体制組織】



【第2次非常体制組織】



第6章 被害想定

【体系図】

第1節 立川断層帯地震・多摩東部直下地震の被害想定 P1-49

第6章 被害想定

第1節 立川断層帯地震・多摩東部直下地震の被害想定

地震による被害の発生様態や被害程度の予測並びに危険度を把握しておくことは、震災対策を効果的に推進するうえで、極めて重要である。市では、令和4年5月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、相対的に市への影響が大きい「立川断層帯地震」及び「多摩東部直下地震」による被害を考慮したうえで、市内において特に大きな被害が想定される「立川断層帯地震」の被害想定を計画の前提条件として位置付けることとする。

1 前提条件

(1) 考慮する想定地震

項目	内 容	
<u>想定地震</u>	立川断層帯地震	多摩東部直下地震
震 源	多摩地域	多摩地域
規 模	マグニチュード(以下「M」と表記する。) 7.4	M 7.3
震源の深さ	約 17km	約 45km
発生確率	今後 30 年以内 0.5%~2%	今後 30 年以内 70%

(2) 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬・ <u>早朝</u> 5 時 風速 4m／秒 8m／秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>阪神・淡路大震災</u>と同じ発生時間 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による<u>死者</u>が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・ <u>昼</u> 12 時 風速 4m／秒 8m／秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害<u>の危険性</u>が高い。 ○ <u>外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。</u> ○ 住宅内滞在者数は 1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は<u>朝夕</u>と比較して少ない。
冬・ <u>夕</u> 18 時 風速 4m／秒 8m／秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も<u>多くなる</u>。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅<u>や飲食</u>のため<u>滞留者が多数存在する</u>。 ○ ビル倒壊や<u>看板等の</u>落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響<u>が大きい</u>。

2 首都直下地震等の想定結果の概要

(1) 全体の傾向

- 最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に発生する。(震度6強以上の範囲は、都心南部直下地震で区部の約6割、多摩東部直下地震で多摩地域の約2割。)

羽村市では、多摩東部直下地震では市の一部で、立川断層帯地震ではほぼ全域で震度6強が想定されている。
- 建物被害は、都心南部直下地震、多摩東部直下地震では、区部の木造住宅密集地域を中心に発生する。大正関東地震では、区部の木造密集地域や多摩南部を中心に発生する。立川断層帯地震では、震源が浅いことから他の地震と比較して狭い範囲で発生する。
- 死亡や負傷は揺れを原因とするものが多く、建物倒壊及び火災を原因とするものが多い。
- 道路や鉄道の橋梁などの被害は、区部の震度6強のエリア内で発生する。ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また緊急輸送道路の渋滞も発生する。
- ライフラインは、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震では、区部東部や区部南部に被害が多い。大正関東地震では、区部南部や多摩南部に被害が多い。立川断層帯地震では、震源域を中心に被害が多い。
- 避難者は、都心南部直下地震が最大となり、約299万人が発生する。
- 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。
- エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。

(2) 地震動（地震のゆれ）

区分		<u>5弱以下</u>	<u>5強以下</u>	6弱	6強	7
立川断層帯地震	M7.4	<u>28.9%</u>	<u>65.7%</u>	<u>22.0%</u>	<u>11.8%</u>	<u>0.5%</u>
多摩東部直下地震	M7.3	<u>17.2%</u>	<u>22.9%</u>	<u>48.2%</u>	<u>28.8%</u>	0.0%

(3) 橋梁・橋脚被害（カッコ内は大被害）

区分		高速道路	一般国道	都道	区市町村道
立川断層帯地震	M7.4	(0.0%) <u>0.8%</u>	(0.0%) <u>2.1%</u>	(0.1%) <u>0.4%</u>	(0.0%) <u>0.2%</u>
多摩東部直下地震	M7.3	(0.0%) <u>7.0%</u>	(0.0%) <u>6.0%</u>	(0.1%) <u>1.9%</u>	(0.1%) <u>0.7%</u>

(4) ライフライン被害

区分		電力	通信	ガス	上水道	下水道
立川断層帯地震	M7.4	<u>2.2%</u>	<u>0.9%</u>	<u>2.8%</u>	<u>4.7%</u>	<u>2.0%</u>
多摩東部直下地震	M7.3	<u>9.3%</u>	<u>2.9%</u>	<u>12.5%</u>	<u>25.8%</u>	<u>4.3%</u>

※(2)～(4)は、東京都全域の想定結果

3 羽村市における想定被害の総括表

区分		立川断層帯地震	多摩東部直下地震
規模		M 7.4	M 7.3
条件	時期及び時間	冬 夕方	冬 夕方
	風速	8 m/秒	8 m/秒
人 的 被 害	死者 (うち要配慮者)	82 人 (45 人)	13 人 (7 人)
	ゆれ建物被害	25 人	5 人
	屋内収容物 (参考値)	1 人	1 人
	急傾斜地崩壊	—	—
	地震火災	55 人	8 人
	ブロック塀等	1 人	—
	屋外落下物	—	—
	負傷者 (うち重傷者)	680 人 (122 人)	170 人 (17 人)
	ゆれ建物被害	427 人	136 人
	屋内収容物 (参考値)	29 人	3 人
	急傾斜地崩壊	—	—
	地震火災	202 人	10 人
物 的 被 害	ブロック塀等	22 人	9 人
	屋外落下物	—	—
	建物被害 (全壊)	639 棟	131 棟
	ゆれによる倒壊	638 棟	130 棟
	液状化による倒壊	0 棟	0 棟
	急傾斜地崩壊による倒壊	1 棟	1 棟
	火災に による焼失	2,579 棟	368 棟
	倒壊建物含む	2,475 棟	364 棟
	建物被害 (半壊)	1,239 棟	814 棟
	電力 (停電率)	22.2 %	4.5 %
ライ フ ラ イ ン	通信 (固定電話不通率)	14.9 %	2.4 %
	ガス (供給停止率)	0.0 %	0.0 %
	上水道 (断水率)	67.1 %	39.7 %
	下水道 (管渠被害率)	4.0 %	1.8 %

※小数点以下の四捨五入により合計値は、合わない場合がある。

区分		立川断層帯地震	多摩東部直下地震
規模		M 7.4	M 7.3
条件	時期及び時間	冬 夕方	冬 夕方
	風速	8 m／秒	8 m／秒
その他	市内滞留者数	50,348人	50,348人
	帰宅困難者数	4,160人	4,160人
	避難者の発生 <u>(ピーク:4日～1週間後)</u>	21,346人	10,465人
	避難所へ避難する人	14,230人	6,977人
	避難所以外のところへ避難する人	7,115人	3,488人
	土砂災害(特別)警戒区域	28箇所	28箇所
	出火件数	7件	2件
	エレベーター閉じ込め台数	21台	12台
	要配慮者死者数	45人	7人
	自力脱出困難者	215人	39人
	震災廃棄物	26万t	7万t

※小数点以下の四捨五入により合計値は、合わない場合がある。

第7章 被害軽減と都市再生に向けた目標

【体系図】

第1節 被害軽減と都市再生に向けた目標

P1-55

第2節 減災目標達成のための対策

P1-55

第7章 被害軽減と都市再生に向けた目標

第1節 被害軽減と都市再生に向けた目標

災害対策を推進する目的には、災害による人的・物的被害を軽減することのみにとどまらず、市民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれている。

市では、これまで、東京都地域防災計画及び羽村市地域防災計画に基づき、 こうした趣旨を明らかにする観点から、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」とし、各種目標を定め、災害対策を推進してきた。

令和5年5月に公表された東京都地域防災計画では、3つの視点に、分野横断的な視点を加え、令和12年度までに達成すべき減災目標を定めている。

市では、東京都地域防災計画との整合性を図る観点から、引き続き減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」とし、首都直下地震等に関する被害想定を踏まえ、次のとおり目標を再設定した。

《減災目標》

首都直下地震等による人的・物的被害の減少を目指す。

なお、死者については、ゼロを目指す。

第2節 減災目標達成のための対策

市は、目標達成に向けて、減災目標の達成のため、3つの視点と分野横断的な視点に基づき、市民、地域、事業者及び関係防災機関等と協力して対策を推進していく。

視点	目標達成に向けた対策
◆視点1：家庭や地域における防災・減災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカーや住宅用火災警報器等の普及を図る。 ・消火器など初期消火に必要な用具の配備及び訓練の必要性について啓発を行う。 ・家具転倒、落下、移動防止器具の普及を図る。 ・食料や生活必需品等の備蓄について啓発を行う。 ・防災に関する知識の普及啓発を図り、市民の自助意識と防災行動力の高揚に努める。 ・自然災害から自らの命を守るために、児童・生徒が主体的に行動できるよう防災教育の充実を図る。 ・防災訓練等を通じて、地域住民と事業所や関係機関との連携協力体制の確立を促進する。 ・地域防災の要となる消防団の入団促進と資機材の整備を推進し、活動体制の強化を図る。 ・ボランティアとの連携体制の強化を図る。 ・地域の関係機関と連携しながら、避難行動要支援者の避難支援体制の構築、

	<p>強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の倒壊対策として、環境配慮事業助成制度 <u>(生け垣緑化)</u> の普及を図る。 ・ハザードマップによる土砂災害警戒区域の周知など、土砂災害防止対策を推進する。
<u>視点2：市民の生命と市の行政機能を守る応急体制の強化</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都帰宅困難者対策条例の内容について周知を図る。 <u>・事業所防災リーダー制度の普及啓発を図る。</u> ・事業所及び学校等における3日分の備蓄物資確保を促進する。 ・帰宅困難者に対し、災害関連情報を提供する体制を構築する。 ・駅前滞留者等のための一時滞在施設の確保、開設、運営を行う。 ・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進する。 <u>・羽村市業務継続計画の定期的な見直しを行う。</u> <u>・災害時支援応援計画の策定に努める。</u> ・公共施設の防災機能の強化を図る。
<u>視点3：すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>・避難所における通信環境を確保するため、Wi-Fi環境の整備を進める。</u> ・避難所となる施設へ太陽光パネルを設置するなど、停電時における防災機能の強化を図る。 ・避難所が不足した場合に備え、災害応援協定等により、市内事業所、民間住宅等を避難所として確保する。 ・避難所管理運営マニュアルについて、福祉避難所も含めたすべての避難所において、感染症対策を含めたより実態に即したものへの改定を支援する。 ・避難所の運営に関して、避難所ごとに設置した避難所運営委員会の支援を行う。 <u>・災害用トイレの備蓄等に取り組む。</u> <u>・被災住宅の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の実施体制を整備する。</u> ・住家被害認定調査、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成など一連の実施体制を整備する。
<u>分野横断的な視点：ハンド对策</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進する。 ・耐震診断、耐震改修事業等の促進により、住宅の耐震化率100%を目指す。 ・防火地域等の指定や建物の改築などの機会を捉えて耐火建築へ誘導し、建築物の不燃化を促進する。 ・狭い道路の解消や幹線道路の無電柱化に努め、防災安全性の向上を図る。 <u>・羽村駅西口地区の都市基盤整備を進め、災害に強く、安全で快適に暮らせる市街地の形成に努める。</u> <u>・防災空間として重要な役割を担う公園・緑地などオープンスペースの確保及び保全に努める。</u> ・水道施設の耐震化の促進と、応急・活動体制を整備する。 <u>・下水道施設の応急・活動体制を整備する。</u>